

都条例等で規定している現行の許可等

資料5

食品製造業等取締条例

許可	○ <u>つけ物製造業</u>	○ <u>そう菜半製品製造業</u>	○ <u>液卵製造業</u>
	○製菓材料等製造業	○調味料等製造業	○食料品等販売業
	○粉末食品製造業	○ <u>魚介類加工業</u>	○弁当等人力販売業
届出	○行商(菓子、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品、豆腐及び加工品、ゆでめん類)		
	○卵選別包装業者	○給食供給者	

※下線は食品衛生法に包括される可能性があるもの

食品衛生法施行細則(報告営業)

報告書の提出	○製粉業	○生菓子販売業	○乳搾取業	○その他の食品製造業
	○豆腐加工品販売業	○おもちゃの製造業	○乳製品販売業	
	○つけ物製造業(塩漬・糠漬)	○魚介類加工品販売業	○アイスクリーム類販売業	

要綱等で規定している特殊営業

許可	○船宿及び天ぷら船	飲食店営業
	○移動営業(引車)	飲食店営業、菓子製造業
	○食品営業自動車	飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、食料品等販売業
	○臨時営業	飲食店営業、菓子製造業
	○屋形船	飲食店営業

※自動販売機(飲食、喫茶、乳販、肉販、氷雪製造)は食品衛生法施行条例で規定